

掲 示 板

INFORMATION

お知らせ

令和8年熊本地震 義援金を受け付け

徳島市では、令和8年7月28日の地震における被災地の復興を支援するため「令和8年熊本地震義援金」を受け付けています。市民の皆さんのご協力をお願いします。

受け付けた義援金は日本赤十字社徳島県支部を通じて救援・復興活動の支援に利用されます。

【受け付け場所・時間】

▶市役所 1階総合案内 8：30～17：00（土・日・祝日を除く）

▶ふれあい健康館 1階総合案内 9：00～17：00

問総務課（☎621-5017 ☎654-2116）、会計課（☎621-5358 ☎621-5357）

「とくしまバスNavi いまドコなん」をご利用ください

JR徳島駅を発着する徳島バス路線・徳島市バス路線に、バスロケーションシステム「とくしまバスNavi いまドコなん」を導入しています。スマートフォンやパソコンなどから、目的地までの経路・最適ルート、時刻表、運賃などが簡単に検索できます。

さらに、バスの現在位置やバス停への到着予定時刻などの運行情報もリアルタイムで確認できま

す。ぜひ、ご利用ください。

問 交通局 営業課（☎623-2154 ☎623-8958）、徳島バス株式会社（☎622-1811）、地域交通課（☎621-5535 ☎623-1066）

Jアラート全国一斉 情報伝達試験を実施

日 8月26日(水)11：00～※予備日は9月9日(水)。

【情報伝達手段】▶同報無線設備▶NET119緊急通報システム▶徳島市防災ラジオ▶ケーブルテレビ徳島(122ch)▶国府町CATV(112ch)▶エフエムびざん▶災害情報案内サービス

実際の災害と間違えないようにご注意ください。

問 消防局 通信指令課（☎656-1198 ☎656-1202）

ごみ処理施設整備に係る環境 影響評価方法書等の説明会

新たな一般廃棄物中
間処理施設の整備に係る環境影響評価方法書（環境アセスメント）および都市計画の素案に関する説明会を開催します。

日時	場所
8月21日(金) 18：30～20：00	沖洲コミュニティセンター
8月22日(土) 10：00～11：30	
8月22日(土) 13：30～15：00	

※申し込み不要。3回とも説明内容は同じです。

詳しくは市HPをご確認いただくか、お問い合わせください。

問▶方法書に関すること＝環境施設整備室（☎621-5220 ☎621-

5210）▶都市計画に関すること＝都市建設政策課（☎621-5249 ☎621-5273）

ふるさと応援寄附金を いただきました

株式会社クリエイティブ・ライフ（徳島市）より、「こどもまんなか社会の推進」のための事業に対して寄附金1,000万円をいただきました。

問 企画政策課（☎621-5085）

農業委員と農地利用最適化 推進委員が就任

農業委員および農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、新しい農業委員（19人）と農地利用最適化推進委員（18人）が就任しました（任期は各3年）。

詳細は市HPをご確認ください。

問 農業委員会事務局（☎621-5394 ☎621-5196）

戦災死没者に関する 情報提供を

昭和20年7月の徳島大空襲などで亡くなられた人々に関する情報の提供を求めています。※遺族以外からの情報提供も可。

提供いただいた情報は、徳島空襲死没者名簿の作成を行う徳島戦災遺族会に提供します。

問 健康福祉政策課（☎621-5562 ☎655-6560）

下水道排水設備工事 責任技術者試験

日 10月25日(日)13：30～

場 徳島健康科学総合センター（川内町平石住吉）

申 8月31日(月)までに、申請書を（公財）徳島県建設技術センターへ

問 徳島県建設技術センター（☎624-7950 ☎624-7951）

服薬課題がある人 にお知らせを送送

徳島県後期高齢者医療広域連合では、多剤服薬や重複服薬など服薬に課題がある対象者の一定期間の服薬状況を調査し、対象者に医療機関や薬局への相談を勧奨する通知を8月下旬に送付します。

通知の対象者は、令和7年10月から令和8年3月の期間に服薬課題のある人です。

服薬状況を適正な状態に保つことにより、健康の保持・増進および医療費適正化が図れます。

問 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課（☎677-3666）

全国一斉 「こどもの人権相談」強化週間

徳島地方法務局では、こどもの人権相談を受け付けています。8月28日(金)～9月3日(休)は、相談時間を延長し各日8：30～19：00まで、土曜日・日曜日も10：00～17：00まで受け付けます。

【相談方法】こどもの人権110番（☎0120-007-110）、または右の二次元コードからLINEじんけん相談

を友だち登録、学校に配備されたGIGAスクール端末からも相談可。

問 徳島地方法務局人権擁護課（☎622-4894）

令和8年8月から高額療養費制度が 改正されます

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月（月初めから終わりまで）で自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。※入院時の食費負担や差額ベッド代などは含みません。

令和8年8月から制度が見直され、自己負担限度額の変更や新設があります。

◆高額療養費の自己負担限度額の変更

令和8年8月診療分から、高額療養費の自己負担限度額が右表のとおり変わります。

◆新たに年間の上限額が新設

月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から償還払いにより支給されます。※年間とは8月から翌年の7月までを指します。

問 保険年金課▶国民健康保険（☎621-5159 ☎655-9286）▶後期高齢者医療制度（☎621-5278 ☎655-9286）

■70歳未満の国保被保険者

所得区分	基準所得	自己負担限度額（3回目まで）	多数回該当	年間上限
ア	901万円超	270,300円+（医療費－901,000円）×1％	140,100円	1,680,000円
イ	600万円超901万円以下	179,100円+（医療費－597,000円）×1％	93,000円	1,110,000円
ウ	210万円超600万円以下	85,800円+（医療費－286,000円）×1％	44,400円	530,000円
エ	210万円以下	61,500円		530,000円 ^{*1}
オ	住民税非課税	36,900円	24,600円	290,000円

■70歳以上75歳未満の国保被保険者・後期高齢者医療の被保険者

所得区分	課税所得	自己負担限度額		年間上限
		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	
現役並み所得者Ⅲ	690万円以上	270,300円+（医療費－901,000円）×1％（多数回該当140,100円）		1,680,000円
現役並み所得者Ⅱ	380万円以上	179,100円+（医療費－597,000円）×1％（多数回該当93,000円）		1,110,000円
現役並み所得者Ⅰ	145万円以上	85,800円+（医療費－286,000円）×1％（多数回該当44,400円）		530,000円
一般 一般Ⅰ・一般Ⅱ	145万円未満等 ^{（※2、3）}	22,000円 〔外来年間上限216,000円〕	61,500円 （多数回該当44,400円）	530,000円 ^{*4}
低所得者Ⅱ	住民税非課税	11,000円 〔外来年間上限96,000円〕	25,700円 （多数回該当24,600円）	290,000円
低所得者Ⅰ	住民税非課税かつ所得が一定以下	8,000円	15,700円	180,000円

※1 基準所得が86万円未満の区分に該当することが確認できた場合は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

※2 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。

※3 旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

※4 課税所得が28万円未満の区分に該当することが確認できた場合は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。多数回該当：直近12か月間に3回以上高額療養費に該当した場合、4回目から自己負担限度額が軽減されます。